



○委員長(川村松助君) 附則中の改正及び別表の点についてございません。

○相馬助治君 別表第一については定員法にあって、減員の分と、今度の新規の増員の分とを差引して載せている員についてはどんな経緯をとつてきめられたのですか。地方の意思なんかも相当聞いているのですか。

○政府委員(稻田清助君) 増員については、各大学から要求せられました予算を文部省で検討し、大蔵省で検討いたしましてその結果最終予算の決定の経緯は各大学が御承知でござります。又政府部内におきまして行政整理方針を立てましたのは予算決定の以降でございますから、各大学として心得られたながら予算折衝にすつと終始せられた。こういう事情でございまして。

○委員長(川村松助君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(川村松助君) 速記を始めて下さい。

午後三時五十一分休憩

○委員長(川村松助君) 只今から文部委員会を開会いたします。

国立学校設置法の一部を改正する法律案につきましての逐条審議を行なっております。

○須藤五郎君 ちよつとその前に私申上げたいのですが、昨日提出されました

た、前に私が要求してありました国立学校の各学校別の予算を出してくれと、昨年度と二十九年度との予算を出してくれということに対しても資料として出されたようですが、よく私あとで調べましたところが、私の要

求した予算書とは違うのです。という

のは、これは給与だけの予算しか出てない。私は給与だけの予算を要求したのでなしに、すべての予算を学校別でもらいたい、総額でいいからというこ

とを私は要求したのですが、それが出てないのですね。甚だ遺憾だと思うの

ですが。

○政府委員(稻田清助君) 私としては人の定員のお話で定員の対照と予算と、こう続けてお話をになりましたので、

○須藤五郎君 ただ定員だけじゃなしに、予算の流用の面とかいろいろな面があつたと思うのです。

○政府委員(稻田清助君) 二十八年の各大学別の予算の総額につきましては、これはもう年度を進行経過いたしましたので、恐らくお手許に提出することができるだらうと考えております。二十九年度につきましては、先般来話がございました各部、学科、講座というような組織につきましては、これもまたお手許に提出することができるだらうと考えております。二十九年度につきましては、先般

来話がございました各部、学科、講

座というような組織につきましてはこ

れは積上予算でありますから、お手許に差上げましたような学校別の予算の区分はお目にかけることができるのですが、これが年三百三億の国立学校運営費と申しますものは、およそ国立学校に関しまする建築費を除きまするあらゆる費用が盛込まれております。そのうちには修繕費もございますれば、或いは設備費等もございまして、これらは一年を四

半期毎に区分いたしましてその状況に応じて各大学の需要に応ずるわけであ

りまして、年度も経過せざる今日におきまして三百三億を各学校別にすつきり振ったという予算の表はお目にかけ

ることができます。私は御了承頂きたいと思

ますが、要するにこういうふうに

してしまつても予算審議に当つていろいろなことが明らかにされるはずだと

いうふうな意見だつたと思うのです。

それで参考人の木下教授もそういうよ

うな意見だつたと思うのですが、今の答弁だとそれが狂つて来ると思うので

○政府委員(稻田清助君) ちつとも狂つてないのでござります。先般米甲上

○須藤五郎君 ただ定員だけじゃなしに、予算の流用の面とかいろいろな面があつたと思うのです。

○政府委員(稻田清助君) 二十八年の各大学別の予算の総額につきましては、これはもう年度を進行経過いたしましたので、恐らくお手許に提出することができるだらうと考えております。二十九年度につきましては、先般

来話がございました各部、学科、講

座というような組織につきましてはこ

れは積上予算でありますから、お手許に

差上げましたような学校別の予算の区分はお目にかけるができるのですが、これが年三百三億の国立学校運営費と申します

ものは、およそ国立学校に関しまする建築費を除きまするあらゆる費用が盛込まれております。そのうちには修繕費もござりますれば、或いは設備費等もございまして、これらは一年を四

割振れというお話になりますると、そ

れは困難だ。先日来ここで問題になつておられます人の定員が予算に即してあります程度で御了承頂きたいと思

います。

○政府委員(近藤直人君) それでは申

上げます。公立学校施設費国庫負担法中第五条を修正いたしまして、第五条の第二項でございますが、その二行目でございます、「義務教育の年限の延長に伴う公立学校の施設の建設を要する経費は、中学校、高等学校及びろう学校の宿舎又は宿舎について、政令で定めること」と云々と、「政令で定めるところにより」云々と、「政令で定めるところにより」を附加いたしまして、これが改正の要旨でございます。

而して附則のほうにおきまして附則の三項を全文削除いたしまして、要するに公立学校の施設の基準、校舎についての児童及び生徒一人当たりの基準につきましてはこれは政令で規定をする、法律の上でこれを表さないとい

うことが政府案の改正の趣旨でございま

す。その理由とするところは、公立学

校の施設の基準につきましてはこれは戦災学校の場合並びに災害復旧の場合におきましてやはりこの公立学校施設費国庫負担法の施行令によりましてそ

の基準を規定してござりますので、義

務教育年限の延長に伴う公立学校の施

設の建設の場合におきましてもこれに

ついましてその基準につきましては法

律から外しましてこれを政令に譲るこ

とが適当である、殊に一人当たりの基準

が〇・七坪でございましたのをこのた

び予算の上におきまして一・〇八坪に認められましたのを機会にこれを政令

下さい。

〔速記中止〕

○委員長(川村松助君) 速記つけて下さい。

政府のほうから修正した箇所を説明いたします。

○委員長(川村松助君) 速記つけて下さい。

に譲ることが適當であるというのが政  
府案の提案の趣旨でございます。それ  
に対しまして衆議院のほうにおきまし  
てはその政令に譲ることは適當でない、  
義務教育年限の延長に伴う公立学校  
の施設の建設に要する場合における児  
童、生徒一人当たりの基準坪数につきま  
してはこれは極めて重要な問題である  
からこれを法律に明定することが適當  
である。殊に従前法律で附則に明定を  
しておつたものを更これを法律から  
外して政令に譲るということは適當で  
ない。かような重要な事項につきまし  
ては、これは同じくやはり法律で規定  
することが適當である。従つて法律の  
附則の第三項におきまして〇・七坪と  
あるのを一・〇八坪に修正すればこと  
足りるということが衆議院におきます  
る修正理由の主要な点でございます。  
以上修正案につきまして又政府案につ  
きまして概略御説明申上げました。

○相馬助治君 今管理局長から衆議院  
で修正された大体の結果と経緯とを報  
告になつたのですが、それに關して一  
点伺つておきたいことは、衆議院にお  
いてこれが全会一致修正になつてゐる  
というこの事情ですが、最初政府の出  
した原案では、従前法律で規定してい  
たものを政令で定めるということにな  
ることによつて、文部省の権限が強大  
になるからこれを法律に任せるべきで  
あるというような考え方ではなくて、  
適にそうしたものを作成に任せておく  
ならば予算確得上文部省が大蔵省等か  
ら圧迫をこうむつて、十分な公立学校  
の施設費を確保できないという把變に  
基いてさような修正案がなつたとい  
ふことも聞いておるのでですが、討論の過  
程を通じては、その問題については文

部当局はその点どのように御認識です  
か。この際見解を明瞭にされたいと思  
てはその政令に譲ることは適當でない、  
義務教育年限の延長に伴う公立学校  
の施設の建設に要する場合における児  
童、生徒一人当たりの基準坪数につきま  
してはこれは極めて重要な問題である  
からこれを法律に明定することが適當  
である。殊に従前法律で附則に明定を  
しておつたものを更これを法律から  
外して政令に譲るということは適當で  
ない。かような重要な事項につきまし  
ては、これは同じくやはり法律で規定  
することが適當である。従つて法律の  
附則の第三項におきまして〇・七坪と  
あるのを一・〇八坪に修正すればこと  
足りるということが衆議院におきます  
る修正理由の主要な点でございます。

○政府委員(近藤直人君) 沿革的に申  
上げますと、公立学校施設費国庫負担  
法を制定いたします際におきまして  
は、これは政府案でございます、その  
際におきまする政府の考え方といだし  
ましては、この法律の第五条第二項の  
経費の算定基準の規定の上におきまし  
ては、基準につきましてはこれを政令  
に譲るという考え方を以ちまして政府  
案を提出いたしたのでござります。そ  
れが国会に出まして文部委員会の修正  
を受けまして、その基準につきまして  
はこれは政令ではないかと推測いたし  
ます。これが規定された経緯でございます。  
従つて今回この公立学校施設費国庫負  
担法の一部改正をいたす場合におきま  
しても、政府といたしましては従来と  
同じような実は考えを以ちまして、そ  
の基準につきましてはこれは政令で規  
定するのが妥当である。現にこの法律  
の施行令におきましては戦災学校の場  
合並びに災害復旧の場合におきまして  
の基準を政令で規定しておるのでござ  
います。従つてこの義務教育年限延長  
の場合におきましても、その基準を政  
令に規定することが適當である、これ  
は政令の事項であるという考え方は一  
貫しておりますので、従つて今回の政  
正案につきましてもさような政府案を  
提出したのでございますが、衆議院に  
おきましてさようなことはいかん、こ  
れは極めて重要なことであるから従來

とで修正されたのでござります。従つ  
て只今相馬委員から御指摘になりま  
すが、その点につきま  
しては、文部省の自由にするからいか  
んということではないに、或いはお氣  
持としましては大体大蔵省の関係もあ  
ることだから、むしろ文部省の立場を  
擁護する意味におきまして、従来通り  
法律の上でこれを修正することが適當  
であるというお考えがあつたろうと  
私は御付度申上げるのでござります  
が、それ以上のことにつきましては、  
はつきり申上げられませんが、恐らく  
お気持としましてはさようなお気持が  
十分あつたのではないかと推測いたし  
ます。

○相馬助治君 その御付度申上げてい  
る気持は衆議院の気持ですか、今の答  
弁は。

○政府委員(近藤直人君) 衆議院で修  
正されましたので衆議院でございま  
す。

○相馬助治君 その衆議院の見解は文  
部省としては批判の限りでは勿論ない  
と思いますが、立法府と執行府は違  
うから、批判する自由はあるとは持  
つていいと思いますが、併しその衆  
議院のそういう意思是文部省としても  
十分尊重されるものであるというふう  
なあなたはお考えですか、今後も。

○政府委員(近藤直人君) 衆議院で修  
正を受けました要旨は先ほど申上げま  
したように、これは法律事項であると  
いふことを言つておるのはなくて、私  
は国立学校設置法でも実はそれを恐れ  
てはいる。現在の文部省として定員法等  
が今後強化されて大学教授は定員がきまつ  
てあるからそれが問題がある。ところ  
がその肝心のところを全部政令に委  
ねたということになると、今後は大蔵

省の恣意によつて文部省は人員確保を  
する場合に非常に困難を来たすだろ  
うと思う。そういうことになればこれは  
ありがたく受け取るつもりでおりま  
す。

○相馬助治君 私は大臣が次官を呼  
んで来てもらいたい。私が言わんとする  
ところは、国立学校の設置法の一部改  
正案は逐条審議が終つた段階に来てお  
りますけれども、これは文部省の御説  
明によれば事は極めて重大であるし、  
而もこういうものを一々法律に委ねる  
べきでないから、これは政令乃至は省  
令にするよう法改正をするのだ、こ  
ういうことなんです。一方ではそれと  
符を同じうするよう公立学校施設  
費国庫負担法の一部改正法律案も従前  
法律で規定しておいたけれども、政令  
に任せるよう衆議院に出したところ  
が、全会一致を以て政府案はその趣旨  
は否認され、従前通り法律でやれと  
いうことを規定された。その精神とい  
うものはむしろ文部省の権限を拡大す  
るというようなことではなくて、衆議  
院としては文部省の権益を守つて予算  
額得上便宜ならしめるようさよう  
な修正をしてくれたのであるという  
ふうに思う、こういうふうに管理局  
長は申しております。尤もそれは私の誘  
導尋問に引つかれたというか知れま  
せんけれども、私はそういう意地の悪  
いことを言つておるのはなくて、私  
は国立学校設置法でも実はそれを恐れ  
てはいる。現在の文部省として定員法等  
が今後強化されて大学教授は定員がきまつ  
てあるからそれが問題がある。ところ  
がその肝心のところを全部政令に委  
ねたということになると、今後は大蔵

委員長(川村松助君) 速記をやめて  
下さい。

〔速記中止〕

○委員長(川村松助君) 速記を始めて  
下さい。

相馬委員の発言を一時打切りますけ  
れども、これを以て大臣或いは政務次  
官から御答弁申上げましたその結果に  
繋がりまして、その間に荒木委員の質  
疑に移りたいと思います。(異議なし)  
と呼ぶ者あり荒木君御発言願います。

○荒木正三郎君 今度の法案によりま  
すと、従来中学校においては一人当たりの  
基準坪数が〇・七坪であつた。それが  
今回の一・〇八坪に引上げられること  
になつて。これは私は一步前進で  
あると思います。併し〇・七坪とい  
うのは余りにも教育の実態を無視した坪  
数であったと思います。で、これはで  
きるだけ早く解消して、そうして適正  
な基準にまで引上げる必要があるとい  
うことはしばく言われて来たところ  
であります。その意味におさまして  
一・〇八坪に引上げられたということ  
は一步前進であると思うのですが、併  
しこれでもなお教育上相当な支障があ  
ると私どもは考えております。そういう  
意味で文部省では適正な基準にまで引  
上げて行くということについては、ど  
うなことがありますので私御答弁申上げた  
ことでござりますが、さような御気持が

○政府委員(近藤直人君) 御指摘のように從来の一人当たりの基準坪数が〇・七坪と申しますのは、これは僅かに教室と廊下と便所だけの極く狭隘な坪数であるわけでございます。今回予算上認められました一人当たりの坪数は一・〇八坪でございます。この一・〇八坪になりますると、先ほど申上げましたほかに、特別教室の若干とその他管理室、教職員室の若干がこれに付加されます。併しながら適正基準と申しますか、一応私のほうで算定いたしました坪数は一・二六坪でござります。この適正坪数から申しますとまだ一／足りませんので、将来ともこの基準まで引上げまして、義務制年限延長の中学校の施設に対しましては、國がこれを助成して行くという考え方には變りはございませんので、将来ともそういう方向に予算措置をし且つ又法律改正というような方法を講じて、できるだけ國がこれを援助して行くという考え方には變りはございません。

訂正方をお願いいたしますが、一・六坪になりますと、これは適正基準でございます。従つてその一・六坪に行く前提をいたしまして一・二六坪を最低基準に先ず到達し、且つ又更に進んで一・六坪の適正基準まで進めて行きたい、かよう考へております。

○荒木正三郎君 今の説明で将来の文部省の考え方というものは一応明らかになりましたが、そこでお尋ねいたしましたが、一・〇八坪の年次計画ですね、これをどういう計画で達成するようになつておるのか、そのことについて一応御説明を願います。

○政府委員(近藤直人君) 一・〇八坪の計算を一応いたしましたのによりますと、只今八十五万坪の不足があるわけでございます。従つてこの八十五万坪を年々充足して参らねばならないわけですが、なぜござりますが、只今考えております年次計画は五カ年を以てこれを解消しますが、これはいろいろそのときの財政事情によりまして変わるのでござりますが、只今考えております年次計画は五カ年を以てこれを解消する。従つて八十五万坪の五分の一を初年度に計上するといふことが必要なわけでございますが、いわゆる財政の事情もござりますので、本年度二十九年度はその初年度に当るわけでございますが、二十九年度におきましては十分の一の八万五千坪を計上してござります。従つて五カ年と申しましたのはそれは不均等五カ年計画といふように御了解願いたいと思つております。不均等五カ年、又財政事情によりまして申しましては五カ年計画を目指といたしましては五カ年、併しながら財政事情によりまして

更にその年度分の、単年度分の坪数を殖やすという考え方でござります。  
○相馬助治君 関連して、不均等計画という珍らしい名前を聞いたんだが、それをちよつと概念が私つかめないのですが、何ですか、計画の年次は動かないのですね、例えば五年なら五年といふものは動かない、それを五つに等分したものじやなくて、そのときの財政事情に見合つて極く僅かなとき、それからたくさん出すとき、これが不均等と、こういうのですか。  
○政府委員(近藤直人君) そうでござります。  
○相馬助治君 さようなことで達成される見通しに立つておるのでですか、まあ財政事情によりまして例えば昭和三十年或いは三十一年度の財政事情によりまして通常の場合には五分の一であつても計画はございますが、それを更に増額するという予想の下に一応不均等五ヵ年計画といふことで出発いたしたのでござりますが、一応本年度に計上いたしました分は十分の一でござります。従つて今年度から累進すれば十年計画といふようなこともできるわけでございまが、私どもの考え方いたしましては成るべく早くこれを充足したいといふ持から不均等五ヵ年計画というものを申上げたのであります。  
○荒木正三郎君 もう少し私は明確聞きたいと思うのです、というのは〇八坪に達するためには八十五万の建築が必要である、こういうこと

すね、これを五ヵ年で達成しようと予算化しておる、こういうことなんですか、それでは来年度、再来年度五ヵ年で達成しようというのですから、この年次計画はどうなつてゐるのかといふう質問なんです。ですからその年次に沿う建築の坪数を明確にしてもらいたいと思うのです。(その通り)と呼ぶ事あり)

○政府委員(近藤直人君) まだそういふ検討はいたしておりませんので、二十九年度分のみにつきまして先ほど上げたのであります。将来の五年間の年次計画につきましてはまだございません。

○荒木正三郎君 それでは少しおかしいと思うのですが、五ヵ年計画でこれを実現したい、こういうお話をなんてなさ。そうすればどういうふうにしてこれを実現するかという内容が当然ないんればならない。そういう内容がない年というようなものは意味がないわけなんで、これは五ヵ年計画と言えいじやないですか、局長どうですか。これは常識論ですから。

○政府委員(近藤直人君) 或いはそういう御意見もできようかと思つておます。(「意見じやない」「實際だ」とふ者あり)私どもはこれを成るべく完了したいという考え方からさよに申上げたのでございますが、予算計画の上ににおいては、これは十

う質問なんですか。でもその気持としましては、これを少とも五年以内に完成したいという気から申上げたのであります。

○荒木正三郎君 それでは大蔵省のことにお伺いいたしますが、このこと

○説明員(大村篤雄君) 八十五万坪全  
部やるにつきまして、これは相当百億  
以上金がかかるのでありますて、これ  
を五年間でする、これはやりたいとい  
う文部省の御希望については私ども十  
分尊重したいとは思うのであります  
が、来年度以降の財政規模の負担能力  
という点勘案いたしますと、確実にこ  
れは五ヵ年計画でやり得るというお約  
束はできないと思います。できるだけ義  
務教育年限延長に伴う校舎の不足坪数  
の解消を図つて行く、そういう気持で  
あります。

○荒木正三郎君 どうなんですか、文  
部省の気持を尊重するという程度です  
か、五ヵ年計画には大蔵省も大体了承  
してあるかどうか、そういう点を一つ  
はつきりおつしやつて頂きたいと思  
います。

○説明員(大村篤雄君) これは三十年  
度以降の財政負担等の問題でございま  
して、私どものほうをいたしましては、  
これについては五年間で確實にやると  
いうことは責任を以て御答弁はできま  
せんのです。差当つては財政の負担でき  
る範囲内で、できるだけやりたいとい  
う気持を持つております。

○荒木正三郎君 そうすると、管理局  
長にお尋ねいたしましたが、この五ヵ年  
計画というのは、私は雲の上の計画の  
ようにも思ひますよ。まだ内容は殆んど  
検討されていない、こうしたことにな  
るわけですが、それをわざく五ヵ年

年の不均等、何ですか忘れましたが、そういうものを考へておると非常に大袈裟のようにおつしやつたのですかどうですか。

○政府委員(近藤直人君) 不均等五カ年計画と申上げましたのは、非常にまあ誤解を招いておるようなことでござりますれば申訳ないのであります、ただ気持といいたしまして、成るべく十

年程度でこれを是非完成したいという気持からまあ不均等五カ年計画ということを申上げましたが、まあ予算の面におきましては、これは形は十年計画の形になつております。併し将来とも然らば……

○荒木正三郎君 いや、それはわかつてゐるのです。

○政府委員(近藤直人君) 十分の一で行くという気持ではございませんので、できるだけこれを短縮しまして、五年計画で完成したいという気持から申上げたのであります。

○荒木正三郎君 私のお尋ねしているのは五カ年計画といふものが政部内において了解されておらんじやないかとおいて、その点をはつきり言つてもらいたい。今大蔵省のはうでは了解しておるというふうには答弁できませんが、こう言つておられるのです。

○政府委員(近藤直人君) 御指摘のように完全な了解ではございません。○荒木正三郎君 私はそれでは文部省は無責任だと思う。なぜかと云うと今度法案の改正を提出しているわけなんです。文部省の原案には法律の中に一度修正されたのでござります。従つて○八坪というのは載せなかつた。け

れども政令の中で一・〇八坪という基準

に引上げるようにはつきり出して来ておるわけです。一・〇八坪の基準に引上げるのだという以上は、少くとも計画というものがなくてはならんと私は思つてゐるのです。計画がなくて法律だけでも

あ誤解を招いておるようなことでござりますれば申訳ないのでありますが、ただ気持といいたしまして、成るべく十

年程度でこれを是非完成したいという気持からまあ不均等五カ年計画ということを申上げましたが、まあ予算の面におきましては、これは形は十年計画の形になつております。併し将来とも然らば……

○荒木正三郎君 いや、それはわかつてゐるのです。

○政府委員(近藤直人君) まあ全体坪数は八十五万坪と一応固まつておるのでござりますが、なおこの点につきましては、これは本年度の五月一日に更にこの再調査をする予定でござりますが、一応八十五万坪という計画がきまつておりますので、これをなし崩しに解消をいたして行くわけであります。

その場合に基準坪数をどうするかといふ問題であります。その基準坪数は予算上の措置として一・〇八は認められましたが、それを政令で書くか法律で書くかと云う問題であるうと思いま

す。それに対する私どもの考え方とい

ます。それに僕は、

○政府委員(近藤直人君) 関連して、大体わからました。が、八十五万坪を五年計画でやるとおつしやる通りに解説して行きますと、この八十五万坪というのは何年度の児童数に対応するこれは計算ですか、児童数は、何年度の児童数で割出された八十五万坪ですか。

○高田なほ子君 関連して、大体わからました。が、八十五万坪を五年計画でやるとおつしやる通りに解説して行きますと、この八十五万坪というのは何年度の児童数に対応するこれは計算ですか、児童数は、何年度の児童数で割出された八十五万坪ですか。

○政府委員(近藤直人君) これは二十

九年度当初の不足坪数でございます

で、実際の児童数は二十七年、二十八

年、二十九年であります。

○高田なほ子君 五年計画あるいは十年

計画と云うのに二十七年度の児童を基

準として割出された八十五万坪とい

うに飛躍的に増加いたしまして、約百

一・〇八坪という基準を設定した以上

は、これを実現するための計画といふものがなければならないと思う。その

ことになれば、これは全く空文に等しい。ふうな法律は出せないとと思う。そうすれば当然私はこの法案に伴うやはり裏付けとして一・〇八坪に達するまでの計画というものは、政府部内において固まつていなければならん。ところが

今聞くと全然固まつていない、差当り

来年度の予算だけしかきまつてないな

い、こういうことは私は文部省の非常

な無責任だと思う。そういう点文部省

はどういうふうに考えておられるので

すか。

○政府委員(近藤直人君) まあ全体坪

数は八十五万坪と一応固まつておるのでござりますが、なおこの点につきましても、中学校だけでも五十万増加

する。それを二十七年、二十八年とい

うふうなところで児童、生徒数を抑えます。そういう意味で、将来児童生徒は

してこれを極力短期間に完成するよう

にしたい、かよう考へております。

○荒木正三郎君 そうすると端的に言

えば、来年度の分はきまつてあるが、そのあととの分はこれから話をして行く

のだ、こういう程度になるわけであります。それは、やはり大蔵当局と話合によりま

す。そういう意味で、将来児童生徒は

どういう増加傾向を辿るか、それを

思ひます。

○高田なほ子君 関連して、大体わからました。が、八十五万坪を五年計画でやるとおつしやる通りに解説して行きますと、この八十五万坪というのは何年度の児童数になると思う。そういう意味においてどういう増加傾向を辿るか、それを思ひます。

○政府委員(近藤直人君) 関連して、大体わからました。が、八十五万坪を五年計画でやるとおつしやる通りに解説して行きますと、この八十五万坪というのは何年度の児童数に対応するこれは計算ですか、児童数は、何年度の児童数で割出された八十五万坪ですか。

○高田なほ子君 五年計画あるいは十年

計画と云うのに二十七年度の児童を基

準として割出された八十五万坪とい

うに飛躍的に増加いたしまして、約百

八十万というふうに激増して参ります。これは昭和三十七年度がこの増加

の最も著しい山になる勘定になりますので、そういう事情でありますので、

この学校の年限延長の施設費の補助の場合におきましても、そういう点も十分考慮して考へねばならんと承知しております。

○関連して」「関連して」と呼ぶ者

があります。

○委員長(川村松助君) 荒木君のほうから、関連質問を差控えたいという申出がありますから。

○須藤五郎君 その前に僕はちよつと聞いておきたい。私は〇・七坪といふもののがもう今日は全部完成しておるのかということ。それからこの

ものそのものがもう今日は全部完成しておるのかということ。それからこの

前そのことで質問があつたときに、まだ全国的に実は完成していない。それでは〇・〇八といふのは予算は取つたかといふと、〇・七坪でできていらないのだ。放つたままで〇・八にかかるのか

といふ質問があつたときにはじやない、〇・七坪を先ず最初に優先的にやるというような御答弁だつた

と思うのですが、そうなつて来ますと、今年度〇・八の予算を取つても、

今年度すらもまだそれが実際的にはそ

の方向に行かないという結果が来るの

であつて、ます／＼おかしいのじやないかと、そういうふうに思ひます。

○政府委員(近藤直人君) この前申上

から昭和三十一年に約八十四万という

ような異常な増加を示して、カーブを描きますと、上昇しておるわけでござ

りますが、これが昭和三十一年から下

り坂になります。而して昭和三十七年度

に飛躍的に増加いたしまして、約百

〇八坪と申しますのは、分析いたしま

すと、零から〇・七坪までのものと、

○七坪から…○八坪までのものと両者が包含されておるわけでございます。従つて然らばどのくらいの割合に○・七坪がまだ足らないものが残つておるかということになりますが、これは昨年の調査によりますと、約十八万坪と私は申上げたと思いますが、それを更に今年の五月一日を期しまして全国的に調査をいたしますので、それによつてはつきりした不足坪数が出て来るわけでございますが、その場合には恐らくこの○・七坪の不足坪数といふものは相当減つて上つて来るという推測をいたしております。と申しますのは、全国的に申しまして、大体○・七坪を助成して参りました結果、それに對して市町村が自体で以て、自己負担においてこれを充足している面も相当ござります。又起債によりましてこれを充足している面も相当ございますので、全国的なレベルを申上げますと、ほぼ一坪に達しておるのじやないかと、いうふうにも考えられるのでございます。大体そういう状況で、少くも○・九坪くらいまでは私は行つておるのじやないか、こう考えられますので、従つてまだ○・七坪まで達してないものが若干残つておりますが、その不足坪数はそう多くはないという推測をしております。

○荒木正三郎君 今須藤君の質問のあつたことも私相當重要な問題だと思うのでござります。私も質問したいと思つておりますが、これは又お譲りいたします。十分やつて頂きたいと思っておりますが、そこで先の質問の繰きなので、昭和三十一年度には大体生徒数は中学において八十四万人殖える。次に三十七年度については更に大きな増加があるというのですが、これはどのくらい殖える見込みですか。

○政府委員(近藤直人君) 私の手許にあります資料によりますと、これは推定でございますが、三十七年度には約百八十七万の増になります。そのときには中学校の生徒数は六百八十五万、一応そういう推定でござります。

○荒木正三郎君 そうすると三十七年度は、これは大分先の問題だと私は思うのです。今文部省で考えておるというのは五ヶ年計画、そうすると、その五ヶ年計画の中に入つて来る年度としては三十一年度があると思うのです。三十一年度に八十四万ですか殖える。これは当然計画の中に考慮されなければならん問題だと思うのですがね。従つて一・〇八坪という基準を実現するというためには、三年後に入る三十一年度の生徒の増加数、こういうものが基準になつて計画を立てられなければ、二十七年、二十八年の少い生徒数を基準にしたのではそのときすでにその基準は潰れてしまうことになる、そういう点はどのような考え方を持つておられるか聞きたい。

れますることは、確かに御指摘のよう  
に二十九年、三十年、三十一年には自  
然増があるわけでございますから、そ  
の生徒の自然増を見込んで国が所要の  
援助をするということは、当然これは  
考えなければならんと思います。そこ  
でその際の基準をどこにおくかという  
問題になると思いますが、一応そういう  
場合には、その積えた年度の生徒数  
をとるということが私は妥当だと思いま  
す。そのとる際のとり方といたしま  
して、基準年度をどこにおくかといふ  
ことはいろいろ考えられると思いま  
す。仮りに昭和二十九年五月一日を基  
準にとりましても、昭和三十年、三十  
一年に異常な増加があるわけでござい  
ますから、その際にその基準をやめて  
昭和三十年の基準をとる、或いは又昭  
和三十一年の基準をとるという考  
えられる。要するに、その異常に積  
えた生徒の増加を対象に見込むとい  
ふことが、これが前提の問題だと思いま  
す。この点については私もそういうよ  
うに考えております。

えておりましたところの考え方を申述べますと、従来六・三制につきましては、これは二十四年たしか四月三十日現在かと思ひました。この時期を基準といたしまして、そのときの生徒数をもつて〇・七坪と算定して參つて來たのであります。ということは一定条件を基準といたしまして自然増を見ないという建前であつたのであります。これはなぜかと申しますと、学校教育法に書いてあります。学校建築経費設置者負担の原則に基きまして学校建築経費は当然設置者が負担すべきであるというのが明治以来の原則でありましたが、その原則に基きまして、国、地方の負担というものができております。それで終戦後に六・三制の義務教育期間延長という、国の施策に基いて教育施設が改革になり、その結果、国で以て半額負担する、これは従来学校建築についてはそれは全然負担をいたしておりません。國といたしましては従来からの原則に従いまして、これは地方債で、地方の財政でやる、こういう建前でありましたが、終戦後のはあいつた経済的混乱、それに加えられては、地方財政の窮乏、そういう情勢の下で国家財政で負担して參つたのであります。ただその場合に時期といたしましては財政負担の関係もありまして、一定時期で切つております。それは二十四年四月三十日現在で計算して参りますと、これは二十七年を以て〇・七坪になること終る。そういう計算になるわけであります。二十七年末になりますと……。ところが〇・七坪のほうが不足だけでも相当の不足坪数が残つておる現状でありますと、これはなぜかと申しますと、戰災都市の疎開人口が

相当転入して來た、それから自然増と  
いうことがございまして、従いまして  
それをそのまま国庫負担を切りります  
と相當な地方財政に對する圧迫となり  
従いましてその間の増加の点につき  
ましてはなお当分〇・七坪の不足の解  
消という点から参りましてこれは見て  
參つておるわけでありまして、ただそ  
の場合に国庫負担の時期といたしまし  
て一線切らなければならんのであります  
が、この〇・七坪というのは相當窮  
屈な坪数でありますて、基準に相当無  
理がある、そういう観点から当分の間  
二十七年度を暫定的に見て來たわけで  
あります。ところが二十九年度よりい  
よい〇・七坪の基準を一・〇坪に引  
上げるにつきましては、国庫負担をす  
る時期というものを一応限らなければ  
いかんのじやないか、その点から考え  
まして基準時期は一定にすべきじやな  
いか、そういう点から、只今管理局長  
の御意見がございますが、私どもとい  
たしましては二十九年五月一日、これ  
はまあ最近における相当生徒が増加す  
る年度でございます。この年度を基準  
といいたしまして國庫負担を統けて行つ  
たらどうか。但し今管理局長が御説明  
いたしました通り、これはその後にお  
きましても数年間は相当生徒が増加し  
て参ります。これは一体どうしてくれ  
るのだという問題の提起もございま  
す。それから先般衆議院におきまして  
も、著しい自然増加の場合には何とか  
考えるべきじやないかというような附  
帯議論もございました。これは私ども  
まあ十分尊重しなければいけないと考  
えております。従いましてそういう意  
算定基準を政令に求めます場合には、  
著しい自然増加があつた場合にはでき

るだけ考慮できるように政令で規定して行きたいと、かように考えておりま  
す。

えて行くか、小学校の自然壇を計算するよりもこれは非常に簡単なことなんです。それらものはつきりしないで、大

○相馬助治君 どうも近藤局長のお人  
格で、相馬君の言うようないと言わ  
れれば、は、二言つれてしまえば、こ

は〇・七坪の不足とは考えませんで、  
それはその場合にはこれは別のケース

○政府委員(近藤直人君) 先ほど申上  
されまつた事項につき、二月八日、内閣平野の不

○荒木正三郎君 それでは私はまだ二、三質問がありますが、大分時間をとつておるようですから他のかたの相当御質問がおありのようですからここで一応中止いたしまして。

西藏省との交渉も今言うたようなことで、どうも年次計画とは受けとりがたいのですが、只今これについて文部省の理想案というようなものがあつて、それが大藏省によつて崩されたのだ、

われは、ないと言われてしまえば、これはどうにもならないので、どうも私は公立学校を整理して行く場合に文部省自体が計画を持つていいなんということだから、大蔵省になめられて、このしわ寄せが全部地方財政に来てし

○須藤五郎君 別の方針があるならば、それもあら示されたいのでありますから、この自然増としてそちらのほうで解決するという考え方をとつております。

けました。この八十五万坪の不足の中には〇・七坪の不足も加わっておるわけです。従つて八十五万坪の十分の一ですから、二十九年度はそれを充足する予算を頂いておりますので、それを補助金としてつけるときには、

○相馬貞治君 今帝木委員の質問によつて近藤局長の答弁が行われたのです  
が、全く了解することは私はできない  
のです。計画というからには自然増の  
と共にこの質問を二点まで仰ることに

こういうふうに思ひまするが、文部省が当初考えた五ヵ年計画の案というものは何ですか。どういうものですか。その内容を。

まうのです。一つしつかりして下さい。  
よ。その問題はそれでいいです。  
○須藤五郎君 関連して。先ほどちょ  
つと質問途中で終つたのですが、今年

○政府委員(近藤直人君) ○・七坪に満たないという事実は残るわけですね。

○・七坪の不足に対し優先的にこれは考慮する。あと残りにつきましては、これは更に基準の引上げですから○・七坪から一・〇八坪まで対象に考

子供たちの頭數を一力で抱えて、わゆる現実に即した理想案を立てる。ところが国の財政規模があつて、それから来る圧迫があるから、片方は大蔵省と交渉して文部省の希望通りには行かないけれども、財政事情を勘案して、この程度に抑えて行く。先へ行つて崩れるか、崩れないかの問題は残るけれども、初年度に八万五千坪を起算する場合には次年度からこういう計画でやる、二、三の数字が出てこそ切り

○政府委員(近藤直人君) 外は、まだ青木委員の際にも私申上げたのであります  
が、五ヵ年計画の内容につきましては  
まだ十分検討し尽しておりません。取  
りあえず本年度の分からスタートいた  
しまして、将来これをできるだけ簡単  
に解消したい。できれば五ヵ年間  
にこれを解消したいということから五  
ヵ年計画ということを申上げたのでご  
ざいますが、結局仮りに八十五万坪を  
五年に割りまして、それを一五五ヵ年

内に近藤さんは○・七坪を解消すると  
いう御意見だつたのですが、それは兎  
童数何人に對して言つていらつしやる  
のですか。全国の今年の自然増百万と  
見積られるのですが、それを入れて  
○・七がすでに解消するという、その  
点なんですか。どうなんですか。

○政府委員(近藤直人君) ○・七坪の  
不足が全國で何坪あるかというお話を  
○須藤五郎君 そういうのではないのです。  
今半○・七坪は全部削除するこ、万毫

○須藤五郎君 ところがそれをあなたは今年の一・〇八坪のほうから優先的にそれに廻して行くという御答弁だから、即ちあなたの五カ年計画というものが初年度から狂つてしまふという点を私は言うのです。それじや五カ年計画の初年度から狂うような計画を立てるこということが、もう非常に矛盾撞着のようになりますが、どうも

て年次計画によるこれは予算の計上だということを我々は言えるわけだと思います。近藤局長の話では不均等何とやらの年次計画だと言われるが、財政的な面からすれば、主計官の説明で明らかでありますように、今年の予算から抑えて行けばこれは十年計画だ。十分の一計上しているのだから、而も又これを十年計画と言えない理由は、

計画といったましても、やはりその際のいろいろな財政事情もございますので、必ずしもその通り参りませんのが実情でございます。例えて申しますと、国立文教施設の場合におきましても将来七十万坪の増改築をしなければならんということで、これは九ヵ年計画を立てたのでございますが、やはりときの財政事情によりましてなかく

（全文）（十七）（三）前記のとおり、  
言だつたと思うのです。ところが私た  
ちは○・七坪すらもおほかないとい  
う見解なんです。なぜならば、今年自  
然増が非常に多い。ですから、今年中  
に○・七坪が解決しないのじやない  
か、私はその点で質問しているので  
す。そういう点です。それをどういう  
ふうにあなたは考えられますか。  
○政府委員（近藤直人君）○・七坪が

自然増の児童数を明確に文部省が把握していないと思うのです。これは実に私どもから言わせれば怠慢と言わざるを得ない。なぜならば特に中学校の場合には小学校の子供たちを明確に数えれば六カ年間分はわかっているはずなんですね。どういうふうに中学の生徒が殖

思うように予定通り予算がついて参りませんので、従つて五ヵ年計画がないというお話をございますが、ないと申しますればないのでございますが、これを五分の一として五ヵ年計画とすることができる。その点は一つ御了承頂きたいと思います。

約十八万坪であると申上げましたのは、これは昨年の五月一日現在の不足坪数でございます。従つて生徒の自然増がございますから、〇・七坪はもつと植えるであろうという御意見だつたと思いますが、それは私もその通りだと思います。併しその場合にはこれ

つたようなことで、今途中から入つて  
聞いただけで、私の答えが支離滅裂に  
なりそうな心配がありますので、科学  
的にはつきりとお答えができるいかも  
知れませんが、取りあえず近藤局長か  
らもう一度。

なかつたらできつこないということを私は警告をするわけなんです。この点皆これまでの質問者も同じく心配して警告的な意見を述べているのだと思うのですが、文部省はそれに対してもつと誠意を以て答えてもらわないと、これは大蔵省もひとしく日本の学童に対

して愛情を以て解決するよう努力しなかつたらいつまでたつてもこのままで解決しないということを私は申上げております。

○政府委員(近藤直人君) 昭和二十九年の当初に当りまして生徒が激増するというので、それに対する財源措置をもつてもらいたいという要望が昨年の暮でございますか非常に強いものがございました、たしかその際には結局予算の措置が間に合いませんもので、これは起債措置によりまして財源を賦与したのでございます。これはたしか十五億の起債をこれは大蔵省と折衝いたしましてとりまして、それを激増の激しい都市に配付したのでございます。これによりまして本年の、二十九年の四月からの生徒の激増に対しましては緩和の方策になるものと考えております。将来ともこの起債によりまして教室を直急に増築するということは、これは考るべき方法ではないかと思つております。

○荒木正三郎君 端的に只今須藤さんの質問についてお尋ねいたします。○・七坪に達していない所が相当あるということは事実です。この前私どもが山口県へ参りましたときに、山口県では○・七坪に達しない所は、はつきりとした数字は忘れましたが、七千坪か八千坪あるという説明でした。これは全国的に相當あると思います。今近藤さんの説明では十八万坪というお話をしたが、そうですか。

○政府委員(近藤直人君) 二十八年五月一日の調査によりますと約十八万坪でございます。○荒木正三郎君 それでお尋ねいたしましたが、○・七坪を優先的にやると

いうお話をですが、今年の予算を全部注

入してもこの十八万坪できる勘定になりますか。

○政府委員(近藤直人君) なりませ

ることを再調査しまして、その数字をあとで又……、十八万坪という数字自体

がこれはいる／＼なことで私は必ずしも正式なものじやないのじやないかと

いう感じを持つておりますので、それ

を本年五月一日を期しまして全国的に調査いたしましてはつきりした数字をつかみたい、先ほど申上げましたよ

に、たしか今全国の平均は○・九坪ま

で行つてゐると思います。殆んど一坪

近いものがございますので、○・七坪に達しないというものは極く私は少い

のじやないか、それは五月一日の調査

まあ一応そういうふうに考えておりま

す。

○荒木正三郎君 近藤局長どういうこ

となんですか、文部省の去年の調査で

は十八万坪あると、こういうのでしょ

う。今の説明では極く少いのだ、数字

は示されませんでしたが、矛盾してい

るじやないです。

○政府委員(近藤直人君) それは五月一日の調査を待つてみなければわかりませんが、私は推定を申上げたのでございましたが、その説明では、○・七坪を優先的にやつてお尋ねいたします。○委員長(川村松助君) ちよつと待つて下さい、今政務次官からそれについての発言がありますから。

○政府委員(近藤直人君) 只今不正常授業つまり二部教授、三部教授或いは教室でない場所を使つて授業をしていらっしゃるという不正常授業の解消につきましては、これは私どもいたしまして、これは現在不正常をやつてしましては、これは現在不正常をやつておる小学校の不足坪数、それを一人当たり○・七坪まで回復するために、要するに○・七坪まで来ればこれは一応九年度初におきまして不正常を解消するための所要の坪数がこれは約十五万坪でございます。それを一応五年計画度においては、○・七坪の分は全部解消するのだ、こういう方針かどうかと大気分でそんなことは私は少いというふうことを明らかにしてもらいたい。いうことに努力をいたしております。これによつて一日も早くこの不正常授業を解消いたしましてこれを解消するということで、今度の予算いたしまして三億二千万円計算で解消して行くという考え方でござります。

○政府委員(近藤直人君) ○・七坪を優先的に解消するということは、私はそれで大臣がそれにも出ておりますが、これは採決だけは出て、もう終る予定になつておりますから、お許しを得てその後してありますので、その調査の上で私は方針をきめたいと思つておりますが、気持といたしましては、○・七坪が若しくはそれが先ほど申上げましたように十五万坪、従つてこの十五万坪を年次

なわからないような、お互いにわからない  
ないのじやないかと思ひます。

そこでお尋ねします。それではあなたは先ほどから昭和三十一年度に既實

がぐつと殖えて行く。更に第二次に殖  
ま行

えて行くのは二十七年度にぐつと殖えて行く、こういうことはわかつてゐる

わけですね。そういたしますと毎年毎年児童が殖えて行く傾向にあるのに、

本年度においては十五万坪に亘る不正常授業が行われておる。而もそれが五

力年計画でやられると、いうのでありますから、五年先こはもつと／＼昆童が

植えて行くのですから、不正當授業は更に貶むべき行為です。

夏に死んで行くと考へなければならぬ。そこでこの不正常授業が殖えて行

く姿というものを、文部省のほうでは統計が何かにとつていらつしやいまし

ようか。

いません。

○高田さんは子君とてございません  
では、これは問題にならないのです。

大体一・二八坪の年次計画を立てるといふことこそ自体が、私は大したおこ

がましい考え方だと思うのです。年次計画で以て不正當授業を解消するとい

うことが当面の私は文部省の責任でなければなければならない、その責任の最低基準

の〇・七坪に完成させるということ、  
群、その二上がまが完成しない、そ

て不正常授業は今年度になつて十五万

坪も残つていて、而もそれが五六年計  
画だ、その口の裏から児童は三十七年

度にはこれだけ殖えて行くということ  
でありますから、計画がなければ私は

問題にならないと思うのです。

危険校舎の問題であります。この危

今はつきりとこれは地方自治体の負担で国庫補助の対象にならないということは基本的な線になつておつて、今回の一〇八にいたします計算の基礎にいたしました場合においては、その自然増についてはこれはこの十ヵ年計画でありますか、その計算の基礎の中には、はつきり入れていない、これはその計画を立てるときの考え方では、この自然増は市町村の負担であるという考え方からこの昭和二十九年度におきましては、百万近い自然増をするという場合においては、これは財政的措置によつて、市町村の負担で、超債でこれを措置して行くという考え方で、将来におきましても自然増いたしました場合には、そういう考え方を一貫してこの十ヵ年計画ができるおつたものと私は解釈いたします。従つてその点をはつきり御答弁頂いたほうがこの計画を進めるのに都合がいいではないか。なお父その将来におきまして自然増によつてやるものは、先ほどの大蔵省の主計官の御答弁によりますと、これは今まで市町村の負担を考えておつたが、それが非常に極端に増加して行くので、将来におきましてはこの計画について一〇八に対する基準の計算の基礎においてこれを十分考慮いたしますということを御答弁になつたと思います。従つて今回二十九年度の予算における十ヵ年計画はその自然増というものを考慮に入れてない計画であつて、これは今後本年の五月一日現在を以て調査されるそりでありますか、なお正確なる校合の線に沿つて将来改訂するという御意

思であろうかと考えるのであります。が、一つ大蔵省のほうから私の申しましたのが関連つておるかどうか、御答弁願いたいと思います。

○説明員(大村篤雄君) 只今の御質問通りでございまして、先ほど基準五年計画とか、十カ年計画と申しておられますのは、八十五万坪が基礎になつておるわけでございます。八十五万坪と申しますのは、先ほど管理局長から御答弁申上げました通り、二十八年五月一日現在の児童生徒の数、それから保有坪数、こういうものを基準としての坪数でございます。

先ほど私御答弁申上げました通り、一応私ども今考えておりますのは、二十九年五月、これは二十九年度相当の増加がございます關係で、昭和二十五年五月から児童、坪数をはじめて行く場合に、三十一年におきまして、先ほど御説明申上げました通り、これには相当な自然増がある。こういう場合にはおきましては政令等におきまして配慮できるよう措置したい、こういうふうにきめまして、或程度恒久的な何カ年計画というものを確立したい、こういう趣旨でございます。

○高田なお子君 危険校舎の年々増加するこの姿というものを文部省が把握しておらない、こう言うのでありますけれども、私はこれは近藤さんが講演して言われているのじやないかと思うのです。これは何か文部省のほうには危険校舎の現在の坪数と、それから五年計画なら五カ年計画に刷つて、どういうふうに対処されて行くかといふ点私はデータがあると思うのです。あなたたは計画がないとおつしやるけれども、私は現在の姿とそれに対する計画

そういうものが数字としてあられるのじ  
やないかと思うのです。そこで委員長  
にお願いいたしますがこの危険校舎  
に対するいろいろな数字のデータとい  
うものを一度私たちの目の前にはつき  
り出して頂きたいと思う。そういたし  
ませんと、ここでなまくら問答を繰返  
しましても、時間を空費するばかりで  
無駄だと思いますから、私は資料を要  
求いたしまして、これは次回に譲らし  
てもらいたいと思います。

○委員長(川村松助君) 速記をとめ  
て。

〔速記中止〕

○委員長(川村松助君) 速記を始め  
て。

○荒木正三郎君 自治庁の財政部長を  
呼んでいるのですが、これは大蔵省と  
関連をして聞きたい問題で、今出  
ている危険校舎の問題で高等学校に対  
する補助をどうするかという問題につ  
いて、先ず文部省の見解を聞きたいと  
思います。

○政府委員(近藤直人君) 危険校舎の  
改築促進臨時措置法によりまして、危  
険校舎の改築促進のために国が助成を  
しておるわけでありますて、只今助成  
しておりますのは義務制だけござい  
ますので、それで高等学校に対しまし  
ても助成して参りたいという希望が非  
常にございます。それに対しまして、  
私がいつもお答え申し上げておりますの  
は、国といたしましては、取りあえず  
義務制の学校に優先的にこれは考えな  
ければいかんということで、只今やつ  
ておりますけれども、将来適當の機会  
と申しますのは、義務制の学校の危  
険校舎の改築が相当程度促進いたしま  
した際におきましては、これは高等学

校につきましても考慮してよいのではないかといふに私見下考へておりますが、併しこれは荒木議員が御指摘のように非常に要望が強い。現在この不足坪数が十七万坪程度と思つております。坪数といたしましては比較的義務制より少いことは当然でございますが、そこで強いていふと、高等学校までにはかかれないと、いかというふうに考へております。

○荒木正三郎君 そうすると、高等学校の危険校舎は現在十七万坪と、こういうことになつておるのである。それでは文部省の考へは非常に手ぬるいと思ひます。文部省の考へはそういうところにあることはわかりました。これについて、ただこれは地方財政としては、これは高等学校も、小、中学校も一本で賄つておると思います。ところが高等学校については補助がないということで、その面非常に立遅れの実情だと思うのですが、こういう点について大蔵省の見解にどのような意見を持つておられるか聞かたいと思います。

○説明員(大村篤雄君) 危険校舎につきましては、私先ほど申上げましたように、学校の修理につきましては、これは学校経費、設置者負担の原則に基きまして、これは改築は当然該設置団体がやるべきじゃないかという今まで考えてございます。が、危険校舎につきましては、従いましてずっと今まで地方債でもつて、地方の財政援助で賄つて來た次第でございますけれども、地方債の枠自体もそう十分には廻らんし、こういう関係でなかへ改築は促

進いたしません。相当これは國におきましては、財政国庫補助によりまして、財政援助をしてやりませんと促進できない。こういう観点から、先般御承知の通り法律の制定になりまして、昨年から国庫補助して参つておる次第でございますが、その場合にも国として例外的にやる以上は、最小限度義務教育の学校に限定すべきじゃないか。而も又義務教育学校の危険校舎が大部分であります。従いまして高等学校につきましては、これは地方債だけで十分でできるだけ配慮して行きたい、かのように私は考えております。

○荒木正三郎君 そうすると文部省の考え方とはかなり距りがあるよう思うのです。これは自治庁関係の見解も聞きたいと思います。見えたときに改めて質問いたします。

なおもう一つの問題は、屋内体操場の問題があると思うのです。これは積雪寒冷地帯に対しても国庫の補助が出るような仕組になつております。併し、そうでない所には全然地方負担ということになつてゐるわけなんですが、これも非常に困つてゐる問題であると思うのです。これに対する補助の問題について、私は当然その範囲を拡大していくべきである、こういうふうに考へるのでですが、そういう点は文部省はどういうお考えですか。

○政府委員(近藤直人君) 積雪寒冷地帯の学校の屋体に対して只今補助金をいたしております。そこでこれを他の地域、暖かい土地のほうまでこれを拡張して頂きたいという陳情乃至御希望が非常に多いのでございます。私もよくその陳情も受けるのでございますが、これは私の気持ちから申上げますと

是非そういう方向に早急に持つて行きたいと考えております。ただ何と申しましてもこの屋体につきましてはどうぞいたしましても積雪冷害潤地帯がその緊要度が高いと考えておりますので、取りあえず積雪寒冷潤地帯に偏り的に考慮するというのが只今の段階であります。これは予算の措置をいたして御考慮願うよう努めたいと考えております。

○荒木正三郎君 大藏省はなぜこれに反対されるのですか。

○政府委員(近藤直人君) もよつと、私が失礼いたしました。要求してございませんです。(笑声)

○荒木正三郎君 ちよつと困るじやないか。要求しているのとしているのとではえらい違う。

○説明員(大村筆雄君) 御答弁要りますせんか。

○荒木正三郎君 まあ一つ見解を聞きましよう。

○説明員(大村筆雄君) 私ども今まで潤地帯に限定をして参つておりますのは、これは六・三制におきまして最低基準をとつて参つた建前と大体同一の趣旨でございまして、教育をやるに最低限度どうしても要る施設について考えて、これは勿論財政的な限度の負担能力の問題もございますし、それな

ら国として地方に對してどの程度見て  
やらなければいかんかという問題もござ  
りますので、今までそういう考え方を  
とつて来たわけでございますが、これ  
は勿論國の財的な負担能力も余裕もござ  
りましたよな場合には六・三制の基  
準につきましても或いは適正基準にて  
たらどうかという御意見もございます  
が、それと同じように温暖地におきま  
しても最低屋内体操場が必要だといふ  
考えも出て参りまして、それは今後國の或いは地方の財政の余力の問題等  
等勘案して考えるような問題かと思  
ますがけれども、現在におきましては先  
ほど御説明申しました通りのよな考  
えである次第でござります。

けではございません。かといって、特別教室が要らないわけではないので、最低限度の教室はどの程度かということはこれはいろいろ問題があり又意見の分れるところでございますが、屋内体操場につきましても積雪寒冷地帯につきましては冬季生徒が屋外ではなくなかなか十分活動できないという点から最低どうしても必要だというふうに考えておりますが、これは温暖地におきましてはやむを得なければ屋外においても代用できるわけでござりますし、最低限今のところは必要と考えられますところは積雪寒冷地帯に限定して考えておるような次第でござります。

○田中啓一君 ちよつと速記とめて下さい。

○委員長(川村松助君) 速記ちよつととめて下さい。

○委員長(川村松助君) 速記をつけて下さい。

○委員長(川村松助君) 速記中止

体操場の建設については今まで非常に地方政府が苦悶の負担をしている場合が多いのです。国がこれについて面倒を見てやろうという度合が薄いのです。

その度合の問題をここではつくりとお伺いするということは困難かも知れませんけれども、こういう具体的な考え方について少しあわるような御答弁を頂きたいと思うのですが、お願いします。

○説明員(大村篤雄君) 只今の御質問は、これは積雪寒冷湿润地帯以外の屋内体操場についての御質問かと存じます。

○高田なほ子君 それも含めまして。

○説明員(大村篤雄君) 屋内体操場全般の問題でございますか。屋内体操場

についても、先ほども御答弁申上げました通り、先ず私どもは積雪寒冷湿润地帯、これにおきます屋内体操場につきましては、これは教育上是非とも不可欠なものである。最低必要なものである、かように考えておりまして、これにつきましては詳細なる年次計画その他につきましては文部当局から御説明申上げます。

○高田なほ子君 なかんづく大蔵省にこの際質しておきたいことは、公立学校緊急施設設備期成同盟会、或いは公立学校戦災施設復旧促進協議会というように、民間団体が非常に関心を持つている問題の中に今私が御質問申上げた内容が入つております。この中で大きき要望されいる問題は、高等学

も、これについてはどういうふうな見解をお持ちになつておりますか。

○説明員(大村篤雄君) 屋内体操場全般につきましては先ほども申上げまし

たように、教育上決して不必要的施設であるというように私ども考えておりません。ただ差当り国庫補助の対象といたしましては先ず積雪寒冷湿润地帯におきます義務教育小学校につきましては、その対象にとり上げて行く、かよう

に考えておるわけであります。そ

かといつてそのほかにそれ以外の地域

におきます、或いは高等学校におきま

す屋内体操場は決して不要だとい

うように考えておるわけではございま

んで、これらの整備につきましては、私どもとしては現在のところ

政援助ができるよう交渉して行きたい、

かように考えております。

○高田なほ子君 先ほど近藤局長のお

話によると、この屋内体操場の問題に

ついては大蔵省のほうに余り要求して

おりませんという御返事があつたので

すが、大蔵省のほうでは文部省からや

っぱりやいくと要求されれば積極的

にお考えになる、併し文部省のほうで

余り騒がないという問題については割

合に冷淡になるようになるのじやない

かと思うのです。これは私の常識的な

考え方ですけれども、そういうような

ことはこの屋内体操場の進捗というも

のはかなり遅れているのじやないかと

いうふうに考えられますが、それはど

うですか。(近藤直人君) 二十九年度

の初に屋内体操場の積雪寒冷湿润地帯

における不足坪数は約二十四万坪でござります。これは屋体でござりますか

ら、基準は一人〇・二坪の屋体の不足が二十四万坪、そこでこれを一刻も早く解消する必要があるわけでございま

すが、只今の二十九年度の予算の計上額はその六分の一、金額で申しまして

六億四千万円、それが二十九年度の予算でございます。従つて積雪寒冷湿润地帯の分でもまだ相当ありますので、遠慮したと申せばそういうことになりませけれども、私どもといたしましてはこの積雪寒冷湿润地帯の分だけでも早く解決したいとということでお算を要

求しておりますので、従つてその他の

暖地の地方に対しましては、先ほど私

間違えて申上げましたけれども、予算

を要求いたしませんで、只今積雪寒冷

湿润地帯に重点を置いてやつておるよ

うな状況でござります。

○高田なほ子君 それからさつきの荒木委員の御質問の中でもよと私確認

しておきたいことは、危険校舎の高等

学校の場合の問題なんですが、危険校

舎の改修について最終的に責任を持

たなければならないのはどこが責任を持

たなければならないことになつておりますか。

○政府委員(近藤直人君) その法律に

ついては大蔵省のほうに余り要求して

おりませんという御返事があつたので

すが、大蔵省のほうでは文部省からや

っぱりやいくと要求されれば積極的

にお考えになる、併し文部省のほうで

余り騒がないという問題については割

合に冷淡になるようになるのじやない

かと思うのです。これは私の常識的な

考え方ですけれども、そういうような

ことはこの屋内体操場の進捗というも

のはかなり遅れているのじやないかと

いうふうに考えられます、それはど

間の坪数だけを国が面倒を見る。当初あの坪数が百五十五万坪であつたと思つておりますが、それは年々解消する

分につきましては、この法律の対象に

なつております。

○高田なほ子君 そうすると、予算化

されておらないということですね。さ

っきの御答弁では、ちゃんと計画も立

てございますが、これはまだ我々とし

てはそこまで補助をするという考え方

にはなつておらないと私は了承してお

ります。

○高田なほ子君 国の責任のあるもの

についてはすでに計画が立ち、そうし

て又年次計画の中でどういうふうに予

算が組まれて行くかといったようなも

のも、ちゃんと立てられているわけで

ますか。

○政府委員(近藤直人君) その法律に

ついては大蔵省のほうに余り要求して

おりませんという御返事があつたので

すが、大蔵省のほうでは文部省からや

っぱりやいくと要求されれば積極的

にお考えになる、併し文部省のほうで

余り騒がないという問題については割

合に冷淡になるようになるのじやない

かと思うのです。これは私の常識的な

考え方ですけれども、そういうような

ことはこの屋内体操場の進捗というも

のはかなり遅れているのじやないかと

いうふうに考えられます、それはど

等学校の分はどうなつておりますか。

○政府委員(近藤直人君) 高等学校の

分につきましては、この法律の対象に

なつております。

○高田なほ子君 そうすると、予算化

されておらないということですね。さ

っきの御答弁では、ちゃんと計画も立

てあると御答弁になつておつたわけ

ですが、その計画の裏付けになる予算

といふものはまだ予算化されておらな

いと、希望として御答弁になつておつ

たと、こういうふうに了解してよろし

いわけですね。

○政府委員(近藤直人君) 私先ほど申

上げましたのは、この法律の建前から

国が補助するものにつきまして申上げ

たので、それは義務制学校だけでござ

いません。私はそういうつもりで申

上げたのでございます。

○政府委員(近藤直人君) その法律に

ついては大蔵省のほうに余り要求して

おりませんという御返事があつたので

すが、大蔵省のほうでは文部省からや

っぱりやいくと要求されれば積極的

にお考えになる、併し文部省のほうで

余り騒がないという問題については割

合に冷淡になるようになるのじやない

かと思うのです。これは私の常識的な

考え方ですけれども、そういうような

ことはこの屋内体操場の進捗というも

のはかなり遅れているのじやないかと

いうふうに考えられます、それはど

ここで答弁を求めておきたいと思いま  
す。

今朝來この委員会は、国立学校設置法の一部を改正する法律案、続いて只一部を改正する法律案を審議しておるのであるが、今申した公立学校施設費国庫負担法のほうは、政府が提案したものに對して、衆議院においては満場一致重要な部分を政令に委ねようとする政府原案を否認して、從前通りこれは法律によって実施すべきであるというふうになされたわけです。これについて私が議院の修正なるものは、從前の法律で規定していたものを省令に委ねるということは、文部省に強大なる権限が集まるから反対するというようなことでなくて、この問題は財政上の問題であるから、むしろ衆議院の修正は、文部省が将来財政当局等と交渉する場合に、こういう重要な問題は法律によつて律しておいたほうがよろしいという趣旨と一応は了解しますというような親心によつて改正されたのではないかと思うがどうであるかということに對して、政府當局としては、さようなるやならないと申したのです。と申しまして私は、それでは大臣に聞かなくちろりに出でております。衆議院はこれ又満場一致通過して、こちらに本付託になつておるわけです。そうすると、今の国立学校の衆議院の修正した趣旨、そ

これを是とする文部省の態度からすると、国立学校のほうにおいても、定員の問題であるとか附属研究所の問題であるとかいうような、いずれも財政を必要とするものであつて、そうすればこれは省令、政令に委ねるのではなくて法律に委ねたほうがよいという結果に行くのではないか。それとこれとの間には意見の食い違いがきて来るようになるのであるが、文部当局の本當の考え方はどの辺にあるのであるか、かような点についてこの際大臣から明確な文部省の態度を承わつておきたい。

ら、政令でやつたほうが事務の簡素の上から言つてそのほうが都合がよいのではないかと、こういうことで實は原案はできておつたのです。

きだときめたことに対する敬意を表しておるもので、文部大臣もそれは非常に当然である、こういうふうにおつしやつてはいるわけであります。そういうことになりますと、国立学校設置法の場合にも、大学の定員は年々変りますけれども、これは国の財政規模の都合上で定員なんかを大いに削減され、附置研究所等についても廃止を余儀なくせしめられるようなことが一応ないでもないとと思うのですけれども、そういう段階において、この際政府みずから公立学校の、例の政令に委ねるということは、考えが間違つておつたと、これは現行法でいいのだというような考えが、大藏文相の敏锐な頭の中に現在あるかどうかという意味で、それとこれとは全く食い違つておるものですから、一つあなたの御所見をお尋ねしたい、こういうのが私の趣旨です。

政令でやらなければならんという強い理由は無論ないのです。ただ、今のよううに文部省が勝手に定員をいじるといふことは、これは事実できないものですから、予算のほうでまあきまつてしまふ。だからその点は實際上これがためにいろいろ手を加える余地がここに生ずるということではありませんで、それとまあ年々変えて行かなければならんという点もありまして、これは減る場合もあるのですね、行政整理とか何とか言われると。ですから年々どうしても変えなければならん。予算につれて年々動くのですからね。だから事務的にというと政令できめておいて、国立学校というものは文部省の内輪でありますから、外の地方団体を相手にするような場合は違いますから、こうしておいて頂いたほうが、やはり事務的には手数が非常に少くて済む。全く事務の簡素化という見地から、まあそうお願ひしたいということです、そう別に深い理窟はないのです。

○荒木正三郎君 委員長、法律案を言わないと……、二つあるでしよう。  
○委員長(川村松助君) いや、今のは公立学校の施設費国庫負担法の一部を改正する法律案をやつておりますから、その問題に対しても質疑であります。〔「是議題」、「進行」の手記有り〕

○委員長(川村松助君) 次に学校教育法の一部を改正する法律案を議題に供します。学校教育法の一部を改正する法律案に対しての御質疑を願います。

○須藤五郎君 この法律によりますと、医科と歯科だけに限つて六年制のようなものを認めよう。要するに現在ある教養学部、医科と歯科だけに限つてしまふ。まあ変えようといふ意見であります。が、ほかの理科系に対しても、これと同じような措置をしようといふべきではないのですか。

○政府委員(稻田清助君) 御指摘の通り、ここに改正いたしまするのは、医学及び歯学教育に関する事項ではなく制度面で現在の程度を変えることなく制度を改良しようというわけでありまして、御指摘のその他の学部につきまして、ても、いろいろまあ学校関係者等で論議はあるわけであります。併し構成といつたしましては、現在学校教育法第五十五条に必要があれば四年以上とするところが、別に法律をここで改正することなく、その問題は研究できるのであります。その部分につきましては別に法改正することなく、実際問題といたしまして学校当局と研究いたしたいと考えております。

いられないわけです。それでこの医科、それから歯科に関してこういう方針をとるということに対しても、私は反対をしてしまったのです。やはり考へてしないまあ立場にあるのですが、何のために医科と歯科だけに限つたかといふかの面もこういうことをやはり考へて然るべきではないかということは、前のように分れていて、その理科系統からこういうふうにすると皆進学するというふうな方針であったと思うのです。まだ日本の科学的な面ですね、もうほかの面もこういうことをやはり考へて、その制度のほうが私は現在の制度よりはいいのではないかと思うのであります。それに対してどういうふうな見解を持つていらつしやいますか、文部大臣は。

**○須藤五郎君** こういう改正案が出来たということは、今日のいわゆるアメリカから押しつけられた六・三・三制、そこに私は問題があると思うのですね。ですからこういうことはもつと抜本的によく検討してすべきではないかと思うのです。單にこういう間に合せ的な一部繕びを繕うというような方法やなしに、もつと抜本的なことを考えて行かなければいけないのではないかと思うのです。今の六・三制のいい点もあるかもわかりません。併し悪い点もたくさんあるのですから、そういう点を根本的に改革しなくちやいけないのではないかと私はそういうふうに考へるのです。それで今このような質問をしているわけなんですが、なせ学科、歯科だけをこういうふうにしたかといふ点に何か原因があるのかどうかという点を私は尋ねているわけです。

○政府委員(稻田清助君)なぜ医学及び歯学の大学教育だけにつきまして改革をしたかという点につきましては、医学又は歯学の教育に限りまして専門の課程と進学の課程という二段階があるわけであります。この二段階の結びつきの問題につきまして、実際問題として切実な種々の問題がござります。その一つといいたしましては医学又は歯学又は歯学の単科大学におきましては直接高等学校の進学者と結びつかない点からいたしまして、必要な優秀な志願者を得にくいというような事情を訴える方が相當あるのであります。又総合大学等におきましては、この医学、歯学の進学課程と他の学部の課程とが年限において相違いたしまするというような点からいたしまして、すでに農学部或いは理学部等他学部に入つてお

ります者が、途中から医学又は薬学に入つて来ることによつて、農学教育或いは理学教育が攪乱されるというような弊を訴えられる。そういうような点からいたしまして、どうせ進学課程と専門課程と両課程を設けることならば、これを一貫的に六年の学部とするのがいいのじやないかということが、その方面的当事者から切実に要求がありまして、まあそういうことで改正いたしたわけであります。併しながら学校の事情といたしまして必ずしも全部一本課程といたしますことも無理な点もありますので、この進学課程と専門課程とを別々に設けることができるし又その専門課程のみを設けて他から広く募集するという方法もあるので、その三つの方法を設けまして、その間好むところに従つて頃きたいというのが差当りの要求に応する改善でござります。

卷之三十一

こうありますので、結局この「監督官廳の定めることにより」云々と申しますのは、他のこれと同等の教育課程を終えた者に広くこの専門課程に入る途を開いたものであります。途は非常になつてござります。

間はほかの教養学部と何ら違わない教育をするわけですか。何か専門教育をここでするのですか、しないのですか。

たしましては医者或いは歯医者となるべき素養を与えるわけでありまして、その素養を与えた者が直ちに開業し得るかどうかということを判定する意味において国家試験を課す。又その前まことに提出の義務が課らるゝ事

方向なのか、國家試験を廃止する方向を考えておるのかという点が一点点と、それから今度厚生省の何か名前は忘れたのですが、審議会からインターネツトにして月三千円ずつの給与を出せとい

はこれは学生ではないのでありますけれども、從来育英会の奨学金を或る程度出してあります。これは学部で奨学金を得たものに對して継続的に奨学金を出しておるのでありますが、本年度

○須藤五郎君 私はまだこの時代は年齢も若いことですし、必ずしも医科、歯科を希望していたからといって、その過程の間に気持が変わることも往々あるんです。そういう点から大きづばに旧制の高等学校のように文科、理科と、いうような二つの面に分けておけば、

文、社会、自然の三系列に分けました。三系列、一応平等の単位取得のほかに、特に準備教育、基礎教育といった定められておるわけでございます。

を要求するわけであります。これはまあ学校教育で求める以上のものを或る職業に就く資格として要求していわけであります。これを全部なくすかどうかということは、これは公衆衛生の観点におきまして考へらるべき問題だと考えておりますが、医学教育それ自身

○政府委員(稻田清助君)　その第二の点から入るわけでござりますけれども、これは文部省がインターーンを所管していない、これは御承知の通り厚生省の関係であります。従つて第一の点を文部省は実際に行う意思があるのかどうか。

○木村守江君　ちよつとお伺いしておきますが、私は終戦後日本の教育制度では、その範囲を相当増額いたしましたて、おおよそインターネット制度の半数以上程度には奨学金月二千五百円を支出する、こういうことになつております。

○政府委員(福田清助君)　只今申上げ  
その人が非常にしのいでないか。こ  
ういうふうに決定的な分け方をしてし  
まうことが少し問題があるのじやない  
かと想うのですが、どうですか。

○須藤五郎君　こうしたことの結果  
日本の医科、歯科は現在でもそのよう  
に進めて非常にいいことだと思うので  
すが、そこで問題になつて来るのはイ  
ンターン、国家試験の問題だと思うの

において今インターんで要ふしてありますような、あれだけの実地の経験を全部この学年の中に叩き込むことがで  
きるかどうかという点は、相当これは疑問に考えております。

も厚生省と相談しながら改善を考えている次第でござりますが、ともかくこれは旧制時代におきましても、いわゆるインターネットで要求しておりますような実地の修練と申しますか、診療の

かしいとか悪いとかそういうことは別問題にしまして、六・三・三・四の制度のうち、大学の教養課程というものは一般社会人としての高等教養を高める、教養教育をするというのが大学の

るわけでなくて、広く同様な教育を他の大学の学部で受けました者は進学し得る途は、只今この前にお答え申上げた通り開いてあるわけであります。たゞとにかく大学程度になりますと、ほかの学部に入ります者は、高等学校

大学のような内容が幸いに整備され  
た、その結果個々の卒業生に対してな  
お今日課しているようなインターネット制  
及び国家試験を課して行くということ  
には矛盾が起つて來るのではないかと  
思います。

句の上だけで、實際は、ここに木村さんもいて内情を御存じだと思うのですが、地方の大学を出た人達はインターングが完全になか／＼行われない。而もこのインターネンの間は病院では助手のことく、或る場合は一人前のお医者の

学校教育では行えないし、それだけの余裕がないと考へております。ただインターナンションの間におきまして、そういう実地の修練を本当に行わないで、いろいろ国家試験なりその間でやることになれば、これは弊害ばかりあるわけで

今度のやつでは医科と歯科が六年になることによって、医科と歯科を結ばれた一方に方向付けられた教育になりまして、大学教育の根本に終戦後、今日の教育方針と違つて来るようと考えられますか。

○政府委員(稻田清助君) インターンを卒業したときに機学部或いは工学部を志します。実際問題といたしまして及び国家試験それ自身は改良を要すべ

ごとく扱われながら、而も一文の補助金ももらえず給与ももらえない。そし

ありますから、先ず第一医師国家試験の学科試験はインタリンの前に行う。

○政府委員(稻田清助君) 医学、歯学

普通でございます。大体そこで立ちますものにつきましては一貫教育でその間目的を十分達成するのがいいと思ひまするし、御指摘のようになおそこではつきりした志の立たない人々も、途中で進学する方法は先ほど申しました二貞の一行目に書いてあります方法で広く明けておるわけでございます。

○須藤五郎君 そうすると、いわゆるこういうふうに分けても、最初の二年

き問題だとせられておりまして、これ  
に關しまする医師國家試験委員会等で  
改善案を審議いたしておりますことは  
御承知の通りでございます。で、その改  
善案とこのたびのこの医学教育の改正  
というものは私は方角を一にするもの  
じやないかと思います。かくのごとき  
進学課程と専門課程との一貫教育なり  
又その間の改良ができますれば、イン  
ターンにおきましてのやり方に対しま  
しては相当軽減し得る問題ではないか  
と考えております。ただ学校教育とい

て家庭の負担というものが非常に重くなつて、医学生を子供に持つた親父というものは随分苦しんだと思う。非常にインターーンといふものは矛盾が多いと思うし、なぜインターーンが必要だつたかというと、只今までの学校教育が低かつたためにこういうことが必要になつたと私は理解するのですが、こういうふうに若しも整理されるなら、もうすでにそういうことは必要でなくなるのではないか、だから文部省の方針としては今後はインターーン制を廃止する

さもなくば学校教育が充実すれば学科試験は要らない。ただ実地の或る程度の修練を経たものに限つて免状を与える。そのため実地の成績をよく見る。或いはインターン病院の内申を重視する、こういう方向にインターンの改善というものは進行していると存じております。或る程度その点は、試験のやり方等はすでに本年度から実施するということを聞いております。

又第二のインターナンスに関しまする給与の問題になりますが、文部省として

育の要素が非常に大きな部分を占める  
という点につきましては、今日及びこ  
の改正後といえどもこれは違いないの  
であります。教育の内容を変えるのが  
この改正でないのであって、ただ従来  
は専門の教育とそれから進学の教育と  
別の組織で受けなければならんという  
ことを規定しておりますのを、別の  
組織で受けて差支えないのですけれども、  
一貫教育として受けるといふ道を開いた、  
そういう点に過ぎないことを御了承頂きたいと思ひます。

○木村守江君 そういう話になりますと、今須藤君の質問に對して何か今度医科、歯科に對して六年の課程を課することによって教育程度が高くなる。そうしてインターの課程も輕減するかも知れないというようなお話をありましたか。  
○政府委員(稻田清助君) 大きな要點を申上げますれば、進学課程のうちには只今申上げましたように、一般教育の要素もござりますし、又準備教育としての、特に歯学教育に重点を置いていた教育もあるわけであります。それが専門課程と直結いたしますような關係におきましては、つまり一貫教育の仕組みによりまして、相当教育内容を充実して参ることが考えられるのであります。教育課程も立てやすいし、又学生も落付いて勉強しやすいし、学生の個々の適性に応じた指導もできます。いろいろの利点があるので、この教育の改正は、教育上プラスであるということから考えて先ほどお答え申し上げた次第であります。ただ教育課程全体の仕組みが舊しく從来と違うかと申上げますれば、それほど内容に大転換するような改正ではない。

却つて医科、歯科に秀才が行く立派な人が行くということとも言えるのではないか。

○政府委員(畠田清助君) 制度としてはこの表裏両面他の学部についての教育を害しないということを十分分配慮しなければならないというような点がこの改正の一つではございました。それから又一面医学教育、歯学教育にいたしましてもやはり大学医学教育の段階になりますれば、他の教育それが、高等学校を出したときに志がはつきりいたすのでござりますから、医学、歯学教育に限つて、もつと高い程度までその志をきめないほうがないんだという理由もなからうかといふような次第で、一貫教育の道を考えたような次第でござります。

○木村守江君 どうもこの問題ちよつと私はわからんところがありますが、後にしまして、この法律は大体昭和三十年の四月一日から施行されることになりますね。そうしますと国立学校において四年課程の医科というものがどのくらいあることになりますか。

○政府委員(畠田清助君) 医学部は十五校ございます。

○木村守江君 それから私立学校の医科はどのくらいありますか。

○政府委員(畠田清助君) 私立大学の医学部は十三校ございます。ついでに公立学校が十四、国立大学十九を合せる総数四十六でございます。

○木村守江君 そうしますとね。今申されたように相当数がありますが、この医学部四年にしますための二年の進学課程はどういうような接配で、どの学校に幾らというようになり正確にしなければ、やはり浪人が相当出で

が出来ると思ふんです。医科、歯科の浪人が出て来ると思うんです。これはどういうふうに按配して行くんですか。

○政府委員(稻田清助君) 御承知のように、現在いわゆるブレメデカル・コース、或いはブレデンタル・コースと、こう称されておりますが、或いは農学部の中に理学部の中に、或いは教養学部の中に相当特定した数を総合大学においては取つてゐるような状況でございます。或いは又計画以外に進学を希望する者もござりますけれども、およよそれどうするかというと、それのものをこうして直結した進学コースに決定せられるのが大部分であります。

○木村守江君 この法律第五十五条の改正は、これは大体医学部、歯学部のコースを六年併せて行こうというのが狙いじゃないかと思うんです。そうした場合どうですか。そういうまあ全部四年のコースを六年のコースにしようとするのが改正の方針じゃないかと思うんです。

○政府委員(稻田清助君) 法律の規定の体裁といたしますれば、一応或るものをお原則として、或るものをお例外とするような規定をするのが通例でありますので、或いはそういうふうに御覽になるかと思いますけれども、又実際の要求といたしまして六年課程を持ちたいという要求が強いのでここに現われて来たわけありますが、実際私立大学或いは公立大学等で六年間持つてないで、上だけを持つていうようなことも事実としては相當あるのじやないかと思ひます。

○木村守江君 国立大学の四年の課程の医学部というものは、これは割合に

統制がとれて、いわゆる浪人を少なくすることができると思いますが、私立大学においては相当その接配がむずかしいと思います。そういう点から考えますと、これはやはりどうしても医学の進学課程というものは、やはり私立大学においてはどこの学校にも持たせるというような方針をとつて行くことが、これは将来非常にいいことになるのじやないかと思うのです。ところが実際問題として現在の医学進学課程のこれの設置基準というものは、これは相当むずかしくなつてていると思します。その設置基準をちょっとお話ししてもらいたい。

○政府委員(稻田清助君) 新たな医学、歯学の設置基準は、これから医学視学委員会乃至は歯学視学委員会と相談いたしまして研究いたしまして、いずれも大学設置審議会の認可に関することでありますから、大学設置審議会で御審査願いたいと思つておりますけれども、要するに今までの現状といたしまして、プレメヂカル・コース、プレデンタル・コースというものがあるのでございますから、およそそれが基準と考えられるであろうと考へます。

○木村守江君 これは医学の進学課程が非常に設置基準がむずかしい。殊に自然科学とか、語学とか、社会とか、人文科学とか、体育とかたくさんあります。まして、これは少くとも専任教授を十名から六、七十名の生徒で、専任教授でも大体四十名から百名の間です。百名という所は少いのです。従つて四十名から六、七十名の生徒で、専任教授

を十五名以上置くということはでき得ない問題かと思うのです。それでこれは専任教授を置くとしますと、非常にあいまいな専任教授になつて、そういう点から考へると、やはり講師が何かのほうが却つて本当にいい人を雇えると思うのです。そういう点からこの医学の進学課程の設置基準というものをもう少し緩和するようには、そうしていわゆるこの法律の本当の徹底を期するというようなお考えはありませんか。

○政府委員(稻田清助君) 新たに医学視学委員会、歯学視学委員会で考究いたします場合に、十分御趣旨の点を考慮いたしたいと考えております。

○相馬助治君 本法に關してはたくさん質問を用意してはいたんですけど、極めて適切な質問が今木村委員からなされたので、それについては全部了解したので触れません。

最後に一点私は文部大臣に伺いたいと思うんですが、本問題について中央教育審議会に文部大臣は諮問をしたといふうに聞いておりますが、答申がなされたと思います。本法の改正は、その答申の内容を妥当としたものでござりますか。それとも一部を容れて一部は容れられなかつたというような程度のものでござりますか、承わりたいと存じます。

○國務大臣(大連茂雄君) 中央教育審議会の答中の大綱をそのまま容れて立案しました。

○田中啓一君 もはやもう質問も尽きたと存じますので、本法についての質疑もこれを以て打切りを願いたいと存じます。

○委員長(川村松助君) 質疑を打切ることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(川村松助君) 御異議がなければ質疑は終了したものと決定いたしました。

○委員長(川村松助君) それではこれから国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題に供します。これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、修正の御意見がございまして、大蔵省の御承知の通りあります。

○相馬助治君 お手許に配りました修正案を全部朗読するわけでございますが、時間の関係上、本文を全部速記録に載せることを委員長において御了解されれば省略したいと思います。

○委員長(川村松助君) 只今の相馬君の御発言に御異議ありませんか。

○委員長(川村松助君) 御異議がなければさよういたします。

○相馬助治君 只今議題になつております国立学校設置法の一部を改正する法律案の修正案の提案理由について御説明を申上げます。

○委員長(川村松助君) 本案に対する本日までの質疑におきまして、国立学校の附屬学校教育研究施設定員等を政令、省令等に委任することによって当該の性質を有するものであります。特に大学の問題は時行政の意志によつて簡単に左右せられるべきものではなく、法により確固厳然と定められるべきものであります。

勿論新学制発足以来日なお浅く、大

学の内容には足らざるところが多く、法

の規定内容が年々歳々改正せられつゝある現状でありますことは御承知の通りであります。併しながら、それを以

て、大学の定員教育研究施設等の規定が、時の行政の手中に壊滅されてしまつということにはならないのであります。

今回の改正は行政機関が事務的な煩を避けるための単なる簡素化であると説明されておりますが、このようないいことにはならないのであります。

次に、本法の改正は来年度予算に照応するものであり、大学の予算案が、大

学当局と文部、大蔵両省との折衝によつて決定されるものであつて、その予算案は、国会の予算審議によつて十分に検討されるものであるから、大学の教育研究施設や定員はこれを政令、省令に委任しても差支えないといふ説明

されています。本修正案には政府提出の改

正案の文部大臣の提案理由説明にありま

した第一点より第四点までのすべての

改正は改正前の本法の法体系のままに

変更せしめております。又、政府提案の改正の第五点は、「関係条文を整備す

る等のため所要の改正を行ふものであ

ります。」といふのでありますたが、本

案の法体系の通りといたしましたのであ

ります。なお第九条、各学校の定員に

ついては、各学校別に定員を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定しております。附屬教育研究施設、各学校別定員等の事項を政令、省令等に委任することをやめ、改正前正案ではこのよだんな簡単な理由で從来法に規定おります。

ました。

以上簡単に修正の理由と修正点について御説明申上げた次第であります。

○中川幸平君 私は自由党を代表いたしましたして只今上程の国立学校設置法の一部を改正する法律案に反対、原案に賛成の意を表明いたしたいと存じます。

本法律案は例年のごとく昭和二十九年度の予算に照應して改正されるものであります。先ず学部の充実について申上げます。

本法律案は例年のごとく昭和二十九年度の予算に照應して改正されるものであります。先ず学部の充実について申上げます。

本法律案は例年のごとく昭和二十九年度の予算に照應して改正されるものであります。先ず学部の分離独立、公立農科大学の

国立大学への移管が計画されおりま

すし、又五つの国立大学に短期大学が併設されるのでありますが、これは国

家を直接勤労青年のために大学教育の教

室を提供するものであります。等し

く大学所在の各府県及び府県民の熱心

な要望を充足せるものとして誠に喜ば

しいことと存ずるのであります。ただ

は文部省令に委任する点であります。

第一、二例年の改正の場合と異なつてお

る点がありますが、その第一点は附屬

の文部大臣が言われましたように、單なる事務的な煩を避けるための簡素化

の理由であります。ただし先ほど成をいたすものでございます。その理

由の本体は、この修正案の只今の提案の理由に大体尽きるので、若し先ほど

の文部大臣が言われましたように、單なる事務的な煩を避けるための簡素化

の理由であります。ただし先ほど成をいたすものでございます。その理

由の本体は、この修正案の只今の提案の理由に大体尽きるので、若し先ほど

の文部大臣が言われましたように、單なる事務的な煩を避けるための簡素化

の理由であります。ただし先ほど成をいたすものでございます。その理

由の本体は、この修正案の只今の提案の理由に大体尽きるので、若し先ほど

ます。

のではなく、予算案としても行政機関

職員定員法としても当然審議権を持つ

ておることは言うまでもありません。い

わんや文部省令と各大学との関係が從

来ともそうあるべく努めると言つてお

ります。それでそれが骨格になつてお

ります。ところが今度のよう

な改正を行つたのであります。

このように政令又は省令に委任した

場合でも国会が審議権を失つたといつて申します。ところが今度のよう

たしますることによって、文部省がこれを中心にして予算なり定員なり研究施設なり教育施設なりが中央集権化される危険が十分に存すると考えられます。この点が私どもが心配をして原案に対して反対をする一点であります。若しそういう危惧を防ごうとするならば、私はただ現在の法のままの中で定員を変え、事務の煩瑣を厭うことなく定員を変えたり或いは教育研究施設を変えたりすれば足りる、私はこう考えるのであります。

案に賛成をいたしまして原案に反対をする、こういうことでござります。  
なおこれらの教育施設、研究施設、或いは定員等に関係する以外の改正される点については、別に反対をするものではないわけであります。

や或いは定員を国会の審議権を得た上で  
に政府や文部省が勝手に決定し得る所  
いうことになりますと、大学に対する所  
ところの大蔵の支配力は決定的とな  
り、大学の維持は容易に壊される結果  
を招来し、大学の運営は学部の一部部  
力と文部官僚との取引によつて左右され  
れ、大学の民主化を阻害する原因を生  
起する結果ともなるわけでございま  
す。更に施設の整備統合に絡みま  
で、或いは定員の増減に絡んで各学  
間の予算の分捕競争が激化し、汚職

さるるはる未労のうとくのうに、このうにいう観點から修正案に對して賛成、案に強く反対するものでござります。  
○須藤五郎君 私は政府原案に反し、相馬、荒木両委員から提出された修正案に賛成するものであります。

先ず最初政府原案に對する反対の立場を擧げた上で存じます。各委員

原省の点かはままで対する修正案を見ますると、私は今反対意図を述べた点が全部修正されている。何らこの点危惧の念がないように修正されておる、そういう点におきまして私は安心をして修正案に賛成をいたしました。

れは一方的に大學の紹介如何にかかるかららず一方的にものをやるということができるという点、それから第二点は員であります。この点も文部省がこれまでと違つて自由に定員を動かすことができるという点、それからこの案によりまして文部省の中央集権化従つて起つて来て、或る点ではいわゆる曾ての帝国大学当時のような旧制大学に偏重というような結果も起り得のではないかという点、これらの点私は反対するものであります。このたちの反対に対しまして文部当局はいろいろと説明をしておる、定員など予算の面でわかるからそういう心配ないというような答弁であります。私はこの法案こそ大學の自治と自由独立、學問の独立に対する外濠だとふうに解釈するわけです。即ちこの法案が通るならば、外濠が埋められ結果、やがては大學の自治も独立も論官僚の手によつて封鎖されてしまう、その結果が来るということを強調は懸念しておる、心配していたのであります。この法案に対しまして断固反対するものであります。従つて、荒木兩委員から提出されまし

が定められたことは、心配をなされたのであります。修正案のようすに押承したわけでござりますが、先日衆の文部当局の説明を伺つておりますおりまして、ややこの修正案は心配が過ぎておるような感じがいたしました。ですが、大体において附属の教育施設又は研究施設を置くか置かないか、廃やすか減すかというふうなことは予算でもうきまつておる。定員額も又予算上きまつて来るということになりますので、国会といたしましては予算審議の際に見ることもできます。他の機会に参考資料として調査しようと思えばし得るわけあります。殊に法律に定員或いはその他のことがきまつておることになりましてもそれを改正しようと思えばその法律がありながら改正案並びに改正るべき人數の予算を組んでいることが現実の問題でありますので、法律があるから必ずその通り予算が組めるというものではない。それは従来たりとも行政整理のときに官庁の定員はちゃんときまつておると、きまつておる現行法の下におきながら来年から變えるのだそといつて来年の予算を来年から施行すべき法律案と共に出して来るというような状況

来年の予算を来年から施行すべき案と共に出して来るというよう

から考えましても、法律にきまつておれば必ずその通りの予算を組むということに実際なつてないような状態であります。法律必ずしも万全の防波堤にはならんというようなことを考えております。で、殊に今度の改正につきましての、先ほど文部大臣が公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する場合の、衆議院の修正を承認されたいときつと、それからこの国立学校設置法の一部を改正する法律案では依然として原案を可と考へておるといふうな、そこの差の御説明も押承いたしまして納得いたしたものでございます。

私は以上の意味から修正案には反対し、政府の原案に賛成するものであります。たゞ賛成はいたしますけれども一言附加えさして頂くならば、今申上げましたような修正案も出るといふことに文部当局の今後のやり方、と申しますかに対しても心配があるといふことは、この際文部当局でも十分肚へ入れて頂きまして、今後教育施設及び研究施設を置く場合、或いは大学及び高等学校別定員表について政令を公布するというような場合に当りますては、事前に国立大学協会等適当な機関の了解を得るようにいたしまして、大学及び高等学校の定員の保有、予算措置等について公正を欠くというような印象を与えないよう十分の御配慮を願いたいと存しております。

○委員長(川村松助君) ほかに御意見はございませんか。別に御意見もないようでございますから討論は止きたるものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 御異議がない

と認めます。  
それではこれより採決に入ります。

國立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。先ず討論中にありました相馬君の修正案を議題にいたします。相馬君提出の修正案に賛成のかたの御起立を願います。

〔賛成者起立〕  
○委員長(川村松助君) 少数でございません。よつて相馬君提出の修正案は否決されました。

次に原案全部を議題といたします。原案全部に賛成のかたの御起立を願います。  
〔賛成者起立〕

○委員長(川村松助君) 多数でございません。よつて相馬君提出の修正案は否決されました。

以下事務的の手続は慣例に従つて処置したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(川村松助君) さよう決定いたします。それでは順次御署名を願います。

多数意見者署名

鈴木 亨弘 加賀山 之雄

木村 守江 横川 信夫

田中 啓一 雨森 常夫

中川 幸平 吉田 萬次

杉山 昌作

○委員長(川村松助君) 次に公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。ちよつと念のために申上げますが、衆議院修正送付案が原案でございます。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

○委員長(川村松助君) 御異議がない

○荒木正三郎君 締ちよつと委員長休憩をして、附帯決議の問題を打合せ……。

○委員長(川村松助君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕  
○委員長(川村松助君) 速記をつけて下さい。

○高田なほ子君 公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案、これに関しまして附帯決議を附して賛成したいと思ひますので、附帯決議をここで朗読いたします。

本委員会は「公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案」について次の附帯決議を附して賛成する。

一、将来の生徒数の激増に對処するため、義務教育年限の延長に伴う中学校の施設の建設に対する経費を算定する場合において、基準坪数に乘ずる生徒数の算定方法を政令で定めるに當つては、当該建設を行なう年度の当初現在生徒数を基礎とすること。

二、今後、数カ年のうちに児童生徒数が急激に増加するに伴つて生ずべき小中学校の校舎の不足に対しては、あらかじめ合理的な年次計画によつて、その対策の確立を図ると共に、他方職業学校の復旧、中学校への転用による小学校の不足校舎の補充、不正常授業の解消等を早急に解決し得るよう大巾の予算措置を講ずること。

三、公立中学校の屋内運動場建築費の補助については、屋内運動場の持つ教育的重要性に鑑み予算措置に際して、その地域制限を可及的に緩和し、且つ、小学校について

も補助の措置を講ずること。

以上であります。

ばし太蔵省、文部省は実際に教育に対する愛情、児童に対する愛情のない証拠だとと思うのです。それを如何にもあらわゆる犬に頭の先にパンをぶら下げて見せびらかして、犬を歩かせるのと同じような結果を來す、国民を大配られましたときに、なぜこれを政令にするか、なぜ政令にしなければならないかというふうに疑問がありました。

○須藤五郎君 私はこの法律案が最初に提出されたときに、なぜこれを政令にするか、なぜ政令にしなければならないかというふうに疑問がありました。最初反対の意思を持つております。

ところが今日私は衆議院の修正案を見まして、その点は修正されたといふことで、これならば賛成してもいいのではないかというふうに実は私は考えたわけなんです。ところがこの修正案の審議の過程におきまして、甚だ面白からざるものを見ました。それはでですね、臂えて申しますならば、これはでこのパンを食へといつて歩かせるのと同じで、いつまで経つてもパンは口に入らない。それに似た法律だということを私は理解したわけです。こういう馬鹿げた、基礎のない、根拠のない、隙だらけの、欠陥だらけの法律案を出すということに対しまして、私は第一非常な不満を持ちます。これは強い言葉で言うならば、国会を馬鹿にしている

だけの、欠陥だらけの法律案を出すということに対しまして、私は第一非常な不満を持ちます。これは強い言葉で言うならば、国会を馬鹿にしているという意味から、ベストではないがベタ一であるという意味で、今後文部省がいよいよ計画を立て、高田委員説明の附帯決議の精神に沿つて努力されることを期待いたしまして修正案に賛成の意思を表明します。

○鈴木亨弘君 私は只今議題となりました学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案に対しまして、高田委員が出しました附帯決議と一緒にしまして、本法律案に賛成するものでござい

なお賛成の理由は只今相馬委員から申述べられた通りでございますが、な  
お一言希望を申上げておきます。この  
附帯決議におきまして、本日の質疑応  
答を通じまして、今まで非常に難関で  
ありました○・七が一・〇八になると  
同時に、非常に懸案でございましたこ  
の義務教育の諸学校におきます児童  
生徒数の自然増に対しましても、将来  
計画の中に入れて、将来計画をすると  
いうことが当然なされたのでございま  
すが、この点につきまして、将来この  
義務教育年限の延長に伴う国庫負担の  
計画につきましては、急激に増加すべ  
き児童生徒数の自然増を取り入れて、は  
つきりそれを調査して、正確なる将来  
計画を立て、これを実施に移して頂く  
ように努力されることを希望いたしま  
して、附帯決議を付して原案に賛成す  
るものであります。

高田委員会議の附帯決議について、文部大臣に付せられたると思います。併しこの法案に付せられたるの振興上極めて重要な内容を持つておられたいたいと思います。以上申上げまして賛成の意を表するものであります。

○加賀山之雄君 私は高田委員会議の附帯決議を含めてこの法案に賛成をするものでありますけれども、この従事者たしたいと思ひます。以上申上げまして賛成の意を表するものであります。

附帯決議を含めてこの法案に賛成をするものでありますけれども、この従事者たしたいと思ひます。以上申上げまして賛成の意を表するものであります。

文部省が義務教育小学校、中学校の校舎の整備に尽して来られた努力は十分認めますが、先ほども鶴木委員などからお話をありましたように、お話を伺つておりますと、今後の増加する生徒数、それから又危険校舎等の問題についても、極めて問題は重大であり父心細いような感じがいたのであります。で、文部省の努力だけでなくして政府一体となつて一つこの問題についても、極めて問題は重大であることはつきりとした閣議決定をするといつてお話をありましたと、今後のこの附帯決議の趣旨を十分生かして頂くということをこの機会に申し上げて賛成の言葉といたしますのであります。

〔採決と呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) ほかに御発言ございませんか、ほかに御意見もないようであります。討論は終結したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 多数でござります。公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案は多数を以て可決いたしました。

次に高田君提出の附帯決議を採決いたします。高田君提出の通り附帯決議を付することに決定いたしました。

以降事務的のことは慣例に従つて行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔賛成者起立〕

○委員長(川村松助君) 多数と認めます。よつて高田君提出の通り附帯決議を付することに決定いたしました。

以降事務的のことは慣例に従つて行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 御異議ないと認めます。それでは順次御署名を願います。

多數意見者署名

鶴木 幸弘	加賀山之離
荒木正三郎	相馬 助治
木村 寿江	横川 信夫
田中 梢一	雨森 常夫
中川 幸平	吉田 萬次
杉山 昌作	安部キミ子
高田なほ子	永井純一郎

○委員長(川村松助君) 次に学校教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。これより討論に入ります。

○相馬助治君 本法の審議の経過に鑑みまして、この際討論を省略して、直ちに採決に入るの動議を提出いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 御異議がない

と認めます。

○学校教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○本案を可とするに賛成のかたの起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(川村松助君) 全会一致でござります。

よつて学校教育法の一部を改正する法律案を全会一致を以て可決することに決定いたしました。

以下、事務的なことは慣例に基きまして処理したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。それでは順次御署名を願います。

多數意見者署名

剣木 亨弘	加賀山之雄
荒木正三郎	相馬 助治
木村 守江	横川 信夫
田中 檜一	雨森 常夫
中川 幸平	吉田 萬次
杉山 昌作	安部キミ子
高田なほ子	永井純一郎
須藤 五郎	

○委員長(川村松助君) 次に連合委員会についてお諮りいたします。ビキニ被爆事件調査について、厚生委員会に連合委員会開会の中入れを行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。さよう決定いたします。

なお開会日時につきましては、厚生委員長と追つて協議決定いたしたいと存しますので、委員長に御一任願いた

○委員長(川村松助君) なお当日の参考人として教育大学理学部教授朝永振一郎君、立教大学教授武谷三男君及び東京大学名誉教授都築正男君、但し都築教授がやむを得ざる事情で出席できないときは、同大学医学部教授中泉正徳君が出席いたすことになつておりますから、さよう御了承願います。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 以上を以て本日の議題は終了いたしました。

これを以て散会いたします。

午後六時五十三分散会

〔参照〕

　　国立学校設置法の一部を改正する法律案に対する修正案(相馬委員提出)

　　第五条の改正規定を削る。

　　第五条の改正規定を次のように改める。

　　第五条の表東京医科歯科大学の項中「農村厚生医学研究施設」を「農村厚生医学研究施設難聴研究施設」に、同表東京学芸大学の項中「中学校」を「中学校、高等学校」に、同表中

演習林、家畜

七

東京農工大學 農學部

に、同表東京工

農場、演習林、家畜  
病院

お茶の水女子大学 文部教育部 等学校、幼稚

幼稚園、高を

小学校、中学校、高等學校、幼稚園

医学部病院、病院分院、看護学校、

医学部 病院、病院分院、看護学校、  
助学校

產婦學校、診療エツクス線技師

第九条の改正規定及び第十条の改  
正規定を削る。

附則中第八項及び第九項を削り、

ずつ繰り上げる改正規定を次のように  
改める。

附則中第八項を削り、第九項を第

別表第一及び第二の改正規定を次  
げる。

の  
よ  
う  
に  
改  
め  
る。

別表第一

國立大學の名稱　る職員の定員

北海道学芸大学

小樽商科大學  
室蘭工業大學  
一五六八  
一一三八

帶広畜産大学 一四六人

岩手大学  
五七九人

東北大學  
三、八五六人

山形大学 六〇五人

福島大學  
四二三人

宇都宮大学  
四四一

群馬大學  
九七四人

埼玉大学	三四二人
東京大学	一、五二八人
東京農工大学	五、八〇八人
東京藝術大学	二九八人
東京教育大学	二八八人
東京工業大学	一、一六一人
お茶の水女子大学	九六〇人
電気通信大学	三一二人
一橋大学	一五九人
東京水産大学	三一九人
横浜國立大学	二九六人
新潟大学	六一三人
富山大学	一、四五五人
金沢大学	四九四人
福井大学	一、五九四人
山梨大学	三六四人
信州大学	三九六人
岐阜大学	一、三一四人
商船大学	五八三人
警岡大学	二四〇人
名古屋大学	七九五人
愛知学芸大学	二、〇二八人
	五六一人

名古屋工業大學	二五四人
三重大學	四五二人
滋賀大學	三〇四人
京都大學	三三三五人
京都工業織維大學	三三九人
京都學芸大學	三二〇人
大阪大學	二六二四人
大阪外國語大學	一〇一人
大阪學芸大學	六五三人
神戶大學	一〇〇二人
神戶商船大學	二二八人
奈良學芸大學	二五二八人
奈良女子大學	二三一人
和歌山大學	三〇九人
鳥取大學	八五二人
島根大學	三三六人
岡山大學	一、三九三人
広島大學	一、四五六人
山口大學	六九三人
德島大學	九三三人
香川大學	三五八人
愛媛大學	五九二人
高知大學	三六七人
福岡學芸大學	四七六人
九州大學	二八二五人
九州工業大學	二七七人

佐賀大学	三一五人
長崎大学	一、一四六人
熊本大学	一、三八四人
大分大学	三四四人
宮崎大学	四六六人
鹿児島大学	八〇〇人

昭和二十九年四月三日印刷

昭和二十九年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局